示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金１，３７２，５１５円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月14日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地２

氏名　常総市長　長谷川　典　子　茨城県常総市長之印 都市建設部専用

乙　住所　[redacted]

氏名

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
床下薬剤散布工事	1　式		269,325	
乗用車修理費	1　式		1,012,190	
電動工具損害賠償費	1　式		73,000	
就業不能補償	1　日式		18,000	
計			1,372,515	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金２４３，６４５円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年 10 月 17 日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車修理費	1　式		225,645	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			243,645	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車等が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金１，３２７，７４７円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月15日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地２

氏名　常総市長　長谷川　典　子　㊞

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市[redacted]

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車修理費及び見積費	1　式		738,672	トヨタマークⅡ
オートバイ修理費	1　式		344,169	ヤマハ DSC400
原動機付自転車修理費及び見積費	1　式		215,671	クレアスクーピー
エアコン点検費(3台分)	1　式		11,235	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			1,327,747	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金１１９，５３５円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年 10 月 18 日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地3

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車修理費	1　式		101,535	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			119,535	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金６７６，２５９円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月17日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所　[redacted]

氏名　[redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市[redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車修理費	1　式		658,259	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			676,259	

示　談　書

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

１　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

２　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金１，７２１，３０４円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月19日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子　㊞

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

乙　住所[redacted]

氏名[redacted]㊞

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市[redacted]

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
家屋補償工事費	1　式		1,480,400	
家電損害賠償費	1　式		217,850	
生活用品損害賠償費	1　式		5,054	
就業不能補償	1　日		18,000	
計			1,721,304	